

国の自治体への説明内容

1. 新制度の概要

平成27年10月に予定されている消費税率の10%引上げにより確保される0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、全ての家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質と量を拡充（新制度は平成27年4月にスタートする予定）。

- 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分の設定
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、財政措置を施設型給付に一本化など）

2. 国からの説明

(1) 公定価格（※1）について

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の国の予算編成において確定するものの、平成29年度に0.7兆円程度の消費税が満額充当される場合の仮単価が示される（平成27・28年度の単価については、各年度の予算編成において決定）。
- 0.7兆円が反映される前後の比較をした場合、幼稚園、保育所、認定こども園ともに、1施設あたり総額で約10%程度の増加が見込まれる。

【国の試算】

	試算の前提条件	増加率
幼稚園	利用定員 180 人	11.3%
保育所	利用定員 90 人	10.8%
認定こども園	利用定員 180 人	10.7%

（※1）施設型・地域型保育給付費＝公定価格－利用者負担額（保育料）

なお、私立認可保育所においては、利用者負担額を市町村で徴収するため、公定価格は現行の運営費のイメージ（新制度では、委託費として支払い）。

(2) 利用者負担額について

- 新制度における利用者負担額については、現時点において未定であるものの、自治体等が準備を進められるよう利用者負担額のイメージが示される。
- 現行の私立の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が利用者負担額を決定する。
- 保育所における利用者負担額（保育料）については、所得税額に応じて賦課をする方法から市町村民税額に応じて賦課をする方法に変更される。

(3) 市で定める条例について

- 市町村は、地域型保育事業に係る認可基準や教育・保育施設等の運営基準等を定めなければならないとされている（資料5参照）。